

復興庁設置法案 新旧対照条文

○ 内閣法(昭和二十二年法律第五号) (附則第五条関係)	1
○ 内閣府設置法(平成十一年法律第八十九号) (附則第六条関係)	2
○ 東日本大震災復興基本法(平成二十三年法律第七十六号) (附則第七条関係)	4
○ 東日本大震災により生じた災害廃棄物の処理に関する特別措置法(平成二十三年法律第九十九号) (附則第八条関係)	5
○ 東日本大震災復興特別区域法(平成二十三年法律第 号) (附則第九条関係)	6
○ 国家公務員法等の一部を改正する法律(平成二十三年法律第 号) (抄) (附則第十条関係)	7
○ 国家公務員法等の一部を改正する法律等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成二十三年法律第 号) (附則第十一条関係)	10

○ 内閣法（昭和二十二年法律第五号）（附則第五条関係）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
附 則 1 この法律は、日本国憲法施行の日から、これを施行する。 復興庁が廃止されるまでの間における第二条第二項の規定の適用 2 については、同項中「十四人」とあるのは「十五人」と、同項ただし書中「十七人」とあるのは「十八人」とする。	附 則 この法律は、日本国憲法施行の日から、これを施行する。 (新設)

改正案	現行
<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>第二条の二 第四条第一項及び第三項の規定にかかわらず、復興庁が廃止されるまでの間は、同条第一項第八号並びに第三項第七号の二及び第十五号に掲げる事務のうち東日本大震災（平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいう。附則第三条の二第二項において同じ。）からの復興に関するもの並びに第四条第三項第十四号の五に掲げる事務については、内閣府の所掌事務としない。</p> <p style="text-align: center;">（組織の構成の特例）</p> <p>第二条の三 復興庁が廃止されるまでの間における第五条第二項の規定の適用については、同項中「国家行政組織法」とあるのは、「復興庁及び国家行政組織法」とする。</p> <p style="text-align: center;">（副大臣の定数等の特例）</p> <p>第三条の二 第十三条第一項の規定にかかわらず、復興庁が廃止されるまでの間は、副大臣の定数は、復興副大臣の職を兼ねる者を除き、三人とする。</p> <p>2 第十三条第二項の規定にかかわらず、復興副大臣の職を兼ねる副大臣は、内閣官房長官又は特命担当大臣の命を受け、内閣府の所掌事務（大臣委員会等の所掌に属するものを除く。）のうち東日本大</p>	<p style="text-align: center;">（新設）</p> <p style="text-align: center;">（新設）</p> <p style="text-align: center;">（新設）</p>

震災からの復興に関連するもの（以下この項及び次条第二項において「東日本大震災復興関連事務」という。）に係る政策及び企画をつかさどり、東日本大震災復興関連事務に係る政務を処理する。この場合において、復興副大臣の職を兼ねる副大臣についての第十三条第三項の規定の適用については、同項中「前項」とあるのは、「附則第三条の二第二項前段」とする。

（大臣政務官の定数等の特例）

第三条の三 第十四条第一項の規定にかかわらず、復興庁が廃止されるまでの間は、大臣政務官の定数は、復興大臣政務官の職を兼ねる者を除き、三人とする。

2 第十四条第二項の規定にかかわらず、復興大臣政務官の職を兼ねる大臣政務官は、内閣官房長官又は特命担当大臣を助け、東日本大震災復興関連事務に係る政策及び企画に参画し、東日本大震災復興関連事務に係る政務を処理する。この場合において、復興大臣政務官の職を兼ねる大臣政務官についての同条第三項の規定の適用については、同項中「前項」とあるのは、「附則第三条の三第二項前段」とする。

（新設）

○ 東日本大震災復興基本法（平成二十三年法律第七十六号）（附則第七条関係）

（傍線部分は改正部分）

<p style="text-align: center;">改 正 案</p>	<p style="text-align: center;">現 行</p>
<p>目次</p> <p>第一章 総則（第一条―第五条）</p> <p>第二章 基本的施策（第六条―第十条）</p> <p>第三章 削除</p> <p>第四章 復興庁の設置に関する基本方針（第二十四条）</p> <p>附則</p> <p>第三章 削除</p> <p>第十一条から第二十三条まで 削除</p>	<p>目次</p> <p>第一章 総則（第一条―第五条）</p> <p>第二章 基本的施策（第六条―第十条）</p> <p>第三章 東日本大震災復興対策本部（第十一条―第二十三条）</p> <p>第四章 復興庁の設置に関する基本方針（第二十四条）</p> <p>附則</p> <p>第三章 東日本大震災復興対策本部</p> <p>第十一条～第二十三条（略）</p>

○ 東日本大震災により生じた災害廃棄物の処理に関する特別措置法（平成二十三年法律第九十九号）（附則第八条関係）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（国による災害廃棄物の処理の代行） 第四条（略）</p> <p>2 環境大臣は、復興庁の長である内閣総理大臣の総合調整の下、関係行政機関の長と連携協力して、前項の規定による災害廃棄物の収集、運搬又は処分を行うものとする。</p> <p>3・4（略）</p>	<p>（国による災害廃棄物の処理の代行） 第四条（略）</p> <p>2 環境大臣は、東日本大震災復興対策本部の総合調整の下、関係行政機関の長と連携協力して、前項の規定による災害廃棄物の収集、運搬又は処分を行うものとする。</p> <p>3・4（略）</p>

改正案	現行
<p>第三条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 内閣総理大臣は、復興特別区域基本方針の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。</p> <p>4～6（略）</p> <p>（新たな規制の特例措置等に関する提案）</p> <p>第十一条（略）</p> <p>2・3（略）</p> <p>4 内閣総理大臣は、提案がされた場合において、関係行政機関の長の意見を聴いて、当該提案を踏まえた新たな措置を講ずる必要があると認めるときは、遅滞なく、復興特別区域基本方針の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。</p> <p>5～7（略）</p>	<p>第三条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 内閣総理大臣は、東日本大震災復興対策本部が作成した復興特別区域基本方針の案について閣議の決定を求めなければならない。</p> <p>4～6（略）</p> <p>（新たな規制の特例措置等に関する提案）</p> <p>第十一条（略）</p> <p>2・3（略）</p> <p>4 内閣総理大臣は、提案がされた場合において、関係行政機関の長の意見を聴いて、当該提案を踏まえた新たな措置を講ずる必要があると認めるときは、遅滞なく、東日本大震災復興対策本部が作成した復興特別区域基本方針の案について閣議の決定を求めなければならない。</p> <p>5～7（略）</p>

改 正 案	現 行
<p>（内閣府設置法の一部改正）</p> <p>第二十二條 内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）の一部を次のように改正する。</p> <p>第三條第二項中「治安の確保」の下に、「人事行政の公正の確保」を、「推進」の下に、「公務の能率的な運営」を加える。</p> <p>第四條第一項に次の一号を加える。</p> <p>十九 各行政機関がその職員について行う人事管理に関する方針及び計画その他の公務の能率的な運営に関する方針及び計画に関する事項</p> <p>第四條第三項第五十四号の四を削り、同項第五十九号の次に次の一号を加える。</p> <p>五十九の二 国家公務員法（昭和二十二年法律第二百十号）第三百一十一條に規定する事務</p> <p>第四條第三項第六十二号を第六十三号とし、第六十一号の次に次の一号を加える。</p> <p>六十二 公務員庁設置法（平成二十三年法律第 号）第四條第二項に規定する事務</p> <p>第七條第二項中「若しくは」を「又は」に改める。</p> <p>第十一條の二の次に次の一条を加える。</p> <p>第十一條の三 第四條第一項第十九号及び第三項第六十二号に掲げる事務については、第九條第一項の規定により特命担当大臣を置</p>	<p>（内閣府設置法の一部改正）</p> <p>第二十二條 内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）の一部を次のように改正する。</p> <p>第三條第二項中「治安の確保」の下に、「人事行政の公正の確保」を、「推進」の下に、「公務の能率的な運営」を加える。</p> <p>第四條第一項に次の一号を加える。</p> <p>十九 各行政機関がその職員について行う人事管理に関する方針及び計画その他の公務の能率的な運営に関する方針及び計画に関する事項</p> <p>第四條第三項第五十四号の四を削り、同項第五十九号の次に次の一号を加える。</p> <p>五十九の二 国家公務員法（昭和二十二年法律第二百十号）第三百一十一條に規定する事務</p> <p>第四條第三項第六十二号を第六十三号とし、第六十一号の次に次の一号を加える。</p> <p>六十二 公務員庁設置法（平成二十三年法律第 号）第四條第二項に規定する事務</p> <p>第七條第二項中「若しくは」を「又は」に改める。</p> <p>第十一條の二の次に次の一条を加える。</p> <p>第十一條の三 第四條第一項第十九号及び第三項第六十二号に掲げる事務については、第九條第一項の規定により特命担当大臣を置</p>

き、当該事務を掌理させるものとする。

第十五条第二項中「及び消費者庁」を「消費者庁及び公務員庁」に改める。

第十六条第二項中「大臣委員会等」の下に「、人事公正委員会」を加え、「及び消費者庁」を「消費者庁及び公務員庁」に改める。

第三十七条第二項の表再就職等監視委員会の項を削る。

第四十条第三項の表官民人材交流センターの項を削る。

第六十四条の表国家公安委員会の項の次に次のように加える。

人事公正委員会

国家公務員法

第六十四条の表に次のように加える。

公務員庁

公務員庁設置法

第六十六条中「九十七」を「九十五」に改める。

附則第二条中第四項を第五項とし、第一項から第三項までを一項ずつ繰り下げ、同条に第一項として次の一項を加える。

内閣府は、第三条第一項の任務を達成するため、第四条第一項各号に掲げる事務のほか、国家公務員制度改革推進本部が置かれている間、公務員庁設置法附則第二項に規定する事務をつかさどる。

附則第三条の表当分の間の項中「附則第二条第一項第一号」を「附則第二条第二項第一号」に改め、同表平成二十四年三月三十一日までの間の項中「附則第二条第二項」を「附則第二条第三項」に改め、同条に次の一項を加える。

2 第十一条の三の特命担当大臣は、同条に規定する事務のほか、国家公務員制度改革推進本部が置かれている間、附則第二条第一項に規定する事務を掌理するものとする。

き、当該事務を掌理させるものとする。

第十五条第二項中「及び消費者庁」を「消費者庁及び公務員庁」に改める。

第十六条第二項中「大臣委員会等」の下に「、人事公正委員会」を加え、「及び消費者庁」を「消費者庁及び公務員庁」に改める。

第三十七条第二項の表再就職等監視委員会の項を削る。

第四十条第三項の表官民人材交流センターの項を削る。

第六十四条の表国家公安委員会の項の次に次のように加える。

人事公正委員会

国家公務員法

第六十四条の表に次のように加える。

公務員庁

公務員庁設置法

第六十六条中「九十七」を「九十五」に改める。

附則第二条中第四項を第五項とし、第一項から第三項までを一項ずつ繰り下げ、同条に第一項として次の一項を加える。

内閣府は、第三条第一項の任務を達成するため、第四条第一項各号に掲げる事務のほか、国家公務員制度改革推進本部が置かれている間、公務員庁設置法附則第二項に規定する事務をつかさどる。

附則第三条の表当分の間の項中「附則第二条第一項第一号」を「前条第二項第一号」に改め、同表平成二十四年三月三十一日までの間の項中「附則第二条第二項」を「前条第三項」に改め、同条に次の一項を加える。

2 第十一条の三の特命担当大臣は、同条に規定する事務のほか、国家公務員制度改革推進本部が置かれている間、前条第一項に規定する事務を掌理するものとする。

附則第五条第一号中「附則第二条第一項第一号」を「附則第二条第二項第一号」に改め、同条第二号中「附則第二条第二項」を「附則第二条第三項」に改める。

附則第五条第一号中「附則第二条第一項第一号」を「附則第二条第二項第一号」に改め、同条第二号中「附則第二条第二項」を「附則第二条第三項」に改める。

○ 国家公務員法等の一部を改正する法律等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成二十三年法律第 号）（附則第十一条関係）
 （傍線部分は改正部分）

改 正 案	<p>（復興庁設置法の一部改正）</p> <p>第八十一条 復興庁設置法（平成二十三年法律第 号）の一部を次のように改正する。</p> <p>附則第二条第一項の表国家公務員法（昭和二十二年法律第二百二十号）の項を次のように改める。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 33%; text-align: center;">国家公務員法（昭和二十二年法律第二百二十号）</td> <td style="width: 33%; text-align: center;">第三十二条第一項</td> <td style="width: 33%; text-align: center;">内閣府</td> <td style="width: 33%; text-align: center;">内閣府及び復興庁</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">第四十七条第一項、第六十六条第二項及び第四項並びに第六十八条第一項</td> <td style="text-align: center;">内閣府</td> <td style="text-align: center;">内閣府、復興庁</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">第四十八条第一項</td> <td style="text-align: center;">府及び内閣</td> <td style="text-align: center;">内閣府及び復興庁</td> <td></td> </tr> </table>	国家公務員法（昭和二十二年法律第二百二十号）	第三十二条第一項	内閣府	内閣府及び復興庁	第四十七条第一項、第六十六条第二項及び第四項並びに第六十八条第一項	内閣府	内閣府、復興庁		第四十八条第一項	府及び内閣	内閣府及び復興庁	
国家公務員法（昭和二十二年法律第二百二十号）	第三十二条第一項	内閣府	内閣府及び復興庁										
第四十七条第一項、第六十六条第二項及び第四項並びに第六十八条第一項	内閣府	内閣府、復興庁											
第四十八条第一項	府及び内閣	内閣府及び復興庁											
現 行	（新設）												